

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

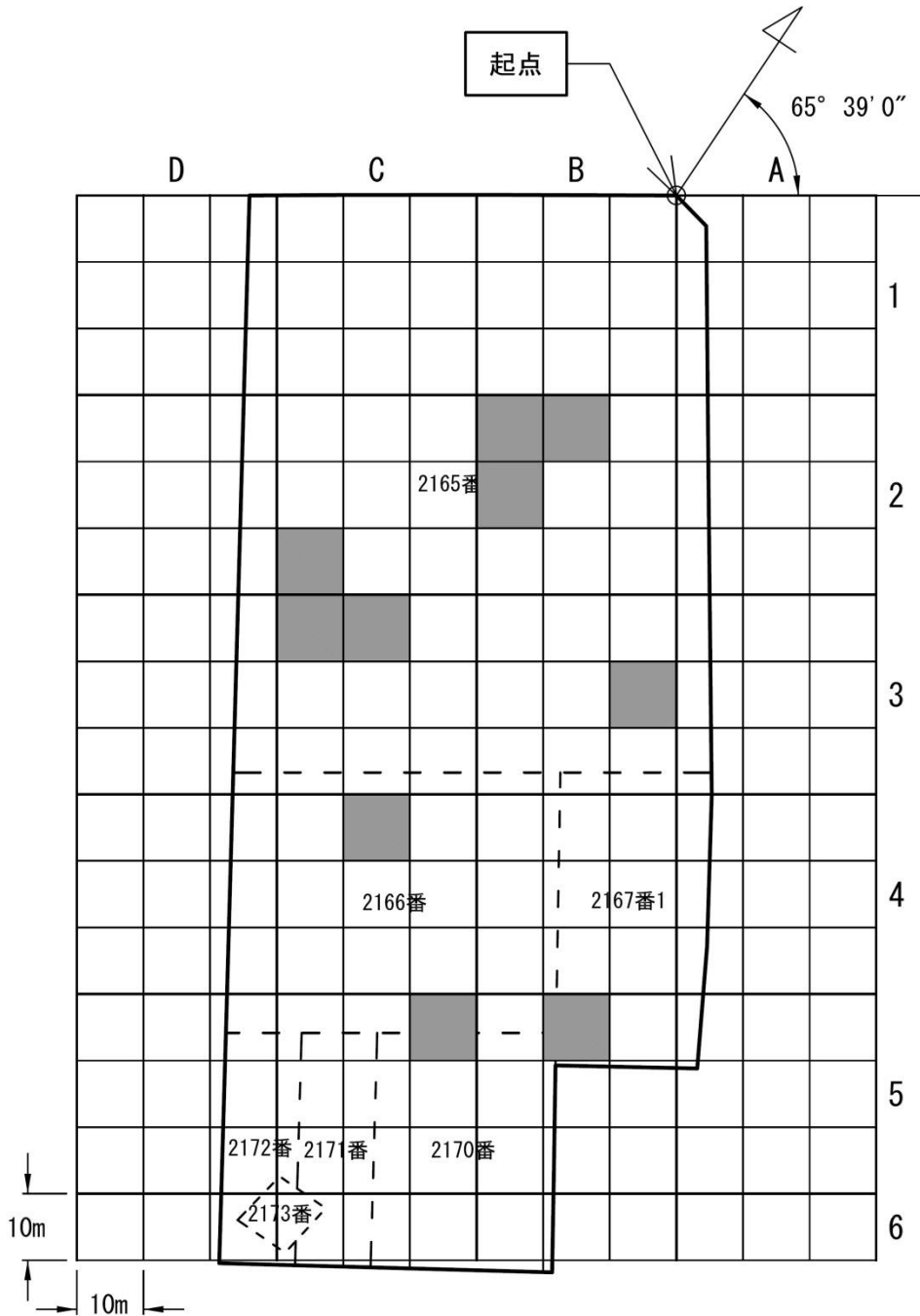
#### 一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県戸田市川岸三丁目二千百六十五番の一部、二千百六十六番の一部、二千百六十七番の一部及び二千百七十番の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

別図



**起点**  
 起点は埼玉県戸田市川岸三丁目2165番の最北端とする。

格子の回転角度 65° 39' 00"

- 形質変更時要届出区域に指定する区画
- 敷地境界
- 地番境界